

令和6（2024）年6月28日開催

令和6年度

柏崎市農業委員会 第25期 第13回議事録

柏崎市農業委員会

## 柏崎市農業委員会 第25期 第13回総会 議事録

- 1 日 時 令和6年6月28日(金)
- 2 場 所 柏崎市役所1階 多目的室
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について  
議第2号 農地法第5条事業計画変更承認申請について  
議第3号 農地法第5条許可申請について  
議第4号 令和6年(2024年)度農地パトロール(案)について  
報第1号 所有者不明農地の公示について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午後3時30分

山崎事務局長

これより第13回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会、会議規則第2条の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第4条により、会長が議長となります。

議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

山崎事務局長

委員数は19人であります。現在の出席委員数は18人で、過半数であることを御報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の出席は25人です。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、4番 関矢 光孝委員、17番 巻口 夏美委員の2人を指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

吉田主事

今月の案件の前に、5月総会で継続案件とした申請番号9の大字安田地内の農地法第3条申請に関しまして、譲渡人、譲受人双方から取り下げの申請がありましたので、御報告します。

議長

「議第1号 農地法第3条許可申請について」、申請番号1の案件が、農業委員 ○○  
○○委員に関する案件でありますので、○○委員の退席を求めます。

－ ○○委員退席 －

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

吉田主事

それでは、今月の案件の説明に移らせていただきます。議案書1ページを御覧ください。  
議第1号 農地法第3条許可の申請番号1について、御説明いたします。

申請番号1 水上地内、13筆、田、計10,194.61㎡。自作地の売買及び贈与、経営規模  
拡大。○○○円及び無償です。

審査結果の1ページを御覧ください。案件である申請番号1について、地区担当の委員、  
事務局の大橋係長、吉田主事が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第3条第2項  
各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第6号までに該当しないため、許可要件の  
すべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませ  
んか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第1号の申請番号1の案件を許可処分と決定するこ  
とに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第1号の申請番号1の案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました○○委員

の入室を求めます。

－ ○○委員入室 －

議長

○○委員に退席を求めましたが、議第 1 号の申請番号 1 の案件は許可処分と決定いたしました。

議長

続いて、「議第 1 号 申請番号 2 から 4 まで」の案件について、事務局の説明を求めます。

吉田主事

引き続き、議案書 1 ページを御覧ください。申請番号 2 から 4 について、御説明いたします。

申請番号 2 南条地内、畑、158 m<sup>2</sup>。自作地の売買。経営規模拡大。○○○円です。

申請番号 3 吉井地内、2 筆、田、計 585 m<sup>2</sup>。自作地の売買。経営規模拡大。○○○円です。

申請番号 4 安田地内、田、2 筆、計 1,055 m<sup>2</sup>。自作地の贈与。経営規模拡大。無償です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 2 から 4 について、審査の結果、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 2 から 4 までの案件を許可処分と決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号の申請番号 2 から 4 までの案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 2 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

申請番号 1 野田地内、2 筆、田、計 717 ㎡。駐車場。第 2 種でございます。

本件につきまして、転用計画者を当初計画者から承継者に変更するものです。議第 3 号 第 5 条許可申請 申請番号 1 に関連するものです。申請地の所有者は、新潟市の法人で、柏崎市では申請地に隣接する小規模多機能型居宅介護施設〇〇〇〇及び、認知症対応型共同生活介護施設〇〇〇〇を運営していましたが経営状況の悪化により、令和 6 年 4 月 8 日に新潟地方裁判所において破産手続開始決定があり、破産管財人には〇〇弁護士が選任されています。受人は介護事業を行っている法人で、破産管財人を介して既に当該施設及び敷地を事業譲渡により取得しており、運営を開始しております。現在、当該施設では従業員 14 名が在籍していますが、敷地内の従業員用駐車スペースに余裕がないことから、申請地を取得し、従業員用の駐車場として利用する予定となっております。

申請番号 2 野田地内、田、118 ㎡。通路。第 2 種でございます。

本件につきまして、転用計画者を当初計画者から承継者に変更するものです。議第 3 号 第 5 条許可申請 申請番号 1 に関連するものです。申請地につきましては、今ほど御説明しました申請番号 1 の駐車場への通路として利用される予定となっております。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 3 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

続いて、「議第 3 号 農地法第 5 条許可申請について」、申請番号 2 が、農地利用最適化

推進委員 ○○ ○○委員に関する案件ですので、他の案件と分けて審議します。

まず、申請番号 1 及び申請番号 3 から 6 までの案件について、事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 3 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条許可申請の申請番号 1 及び申請番号 3 から 6 までの案件について、御説明いたします。

申請番号 1 野田地内、3 筆、田、計 835 m<sup>2</sup>。駐車場及び通路。第 2 種でございます。

議第 2 号 第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 1 及び 2 に関連に関連するものです。

申請番号 3 安田地内、田、160 m<sup>2</sup>。天然ガス輸送導管工事に伴う仮設用地のための一時転用。農業振興地域における農用地区域でございます。

申請番号 4 土合地内、2 筆、畑、計 3.89 m<sup>2</sup>。貸回転場。第 2 種でございます。

本件につきまして、受人は建設業等を行う○○○○の代表取締役であり、同法人の事務所は、市道を挟んで申請地の北側にあります。事務所敷地への車両の乗入れは、当該市道を利用していますが、市道の幅員が約 4m と狭く、大型車両等の出入りに支障が生じていることから、受人が個人名義で申請地を取得し、法人に車両の回転場として貸し渡す予定となっております。

申請番号 5 石曾根地内、2 筆、田、計 49.43 m<sup>2</sup>。住宅兼商品保管場所及び車庫敷地の拡張。第 3 種でございます。

申請地 2 筆のうち、1 筆について、昭和 61 年頃に渡人の亡き父が車庫への乗入れとして舗装したことから、今回、従前反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。受人は、群馬県の法人で、日用品雑貨や服飾雑貨等の卸、小売業を行っておりますが、今後、本市への移転を計画しています。この足がかりとして、受人は申請地に隣接する住宅及び敷地を取得し、代表者の住宅兼法人の商品保管場所として利用することを計画していますが、敷地内が手狭であることから敷地を拡張し、駐車スペース 2 台分及び車庫への乗入れとして利用するものです。

申請番号 6 長崎地内、4 筆、田、計 1,989 m<sup>2</sup>。貸駐車場。第 2 種でございます。

本件につきまして、受人は、古物の回収、買取、販売、トランクルームサービス業などを行う○○○○の役員であります。申請地の北側には、同法人の事務所、資材置場、トランクルームがあり、車両の乗入れは国道 8 号線からとなりますが、敷地内が狭く、物品等を運び込む際に必要となるダンプ等の大型車両及び来客用の駐車スペースがないことから、受人が個人名義で申請地を取得し、申請地に隣接する受人の所有地と併せて駐車場を整備し、法人に貸し渡す予定となっております。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 4 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 議長との声あり －

No.3 安野 検一農業委員

申請番号 1 について、6 ページの図面を見ると、財政管理課との調整済みというところで、通路のために何かやるのだと思いますが、ここの従業員駐車場の周りに開放水路と思われるものがあります。水路はずっと回っていますが、どなたが管理するのでしょうか。そこをお聞かせください。

大橋係長

図面の水と書いてある部分は、法定外公共物となっております、基本的には市の財政管理課で管理している水路になります。

申請番号 1 につきましては、申請地の間に水路がありますが、こちらは横断しない形になっております。

No.3 安野 検一農業委員

どちらについても行政で管理をするということによろしいでしょうか。

大橋係長

はい。法定外公共物については、市で管理する形になっております。

No.3 安野 検一農業委員

それがしっかり確認されていればいいのですが、以前に、農業委員の皆さんならわかると思いますが、松波の水路で、当初は行政が管理すると言いながら、最終的には企業の敷地になってしまったことがあり、もめたことがありました。そういったことにならないように、行政であれば法令などしっかり書いた上で管理していただきたいと思います。分からない水路にならないようにしていただきたいです。以上です。

大橋係長

安野委員の御意見を財政管理課にお伝えさせていただいて、適切に管理するようにお願いさせていただきます。

議長

安野委員よろしいでしょうか。

No.3 安野 検一農業委員

はい。

議長

ほかに御意見御質問はありませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第3号の申請番号1及び3から6の案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第3号の申請番号1及び3から6の案件を許可処分と決定いたします。

議長

続いて、議第3号の申請番号2の案件の審議を行います。当該案件は、〇〇委員に関する案件ですので、〇〇委員の退席を求めます。

－ 〇〇委員の退席 －

議長

では、事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書3ページを御覧ください。議第3号 農地法第5条許可申請の申請番号2の案件について、御説明いたします。

申請番号2 穂波町地内、2筆、田、計294㎡。集合住宅。第3種でございます。

本件につきまして、平成31年頃に渡人が申請地の一部を駐車場として整備し、利用していることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。受人である法人は、不動産業を行っており、渡人は同法人の代表取締役となっております。受人は、賃借権を設定して渡人から申請地を借り受け、集合住宅を建築する予定となっております。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の4ページのとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請番号 2 の案件を許可処分と決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 3 号の申請番号 2 の案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました〇〇委員の入室を求めます。

－ 〇〇委員入室 －

議長

〇〇委員に退席を求めましたが、議第 3 号の申請番号 2 の案件は許可処分と決定いたしました。

議長

続いて、「議第 4 号 令和 6 年（2024 年）度農地パトロール（案）について」、事務局の説明を求めます。

和田主任

それでは、議案書 4 ページを御覧ください。議第 4 号 令和 6 年（2024 年）度農地パトロール（案）について、御説明いたします。

委員の皆様からは、例年、農地パトロールに御尽力いただき、大変ありがとうございます。農地パトロールにつきましては、全国版の実施要領に基づき、本市農業委員会として実施方法を定めております。

本市農業委員会の実施方法の概要としましては、議案書の 5 ページから 6 ページの「柏崎市農地パトロール実施要領」に、具体的な実施方法としましては、議案書 7 ページから 9 ページの「農地パトロールの具体的行動計画」に、案をお示しさせていただきました。

内容につきましては、基本的には昨年度と同様となっておりますが、2 点変更がございます。1 点目は、実施要領の 3 項目目にある農地パトロールの徹底と具体的行動計画の、2、目的です。全国版の実施要領の記載の内容に揃えることとしました。昨年度までは、「遊休農地の実態把握と是正指導」、「農地の違反転用の早期発見と是正指導」、「農地への不法投棄の早期発見と是正指導」であったものを、「地域の農地利用の確認」、「遊休農地の実態把握」、「違反転用の発生防止・早期発見」に変更しました。実施の内容は変更ありませ

んが、目的を全国版の実施要領に統一させていただきました。

2点目は、具体的行動計画の、6、実施方法、(5)の内容です。農業委員等の活動の様子及び調査対象土地をデジタルカメラで撮影し、事務局が配布した「航空写真に～」と記載されている内容の「デジタルカメラ」を「タブレット端末機等」に変更しました。タブレット端末機等の中には、デジタルカメラも含まれますので、こちらも内容的には変更はありません。

「柏崎市農地パトロール実施要領」につきましては、議案書をお読み取りいただければと思います。

「農地パトロールの具体的行動計画」について、要点を絞って、御説明させていただきます。議案書の7ページを御覧ください。

1、趣旨につきましては、農業委員会の必須業務である「農地利用最適化」の確実な取組を実施するため、「農地パトロール月間」を設定し、遊休農地の実態把握と発生防止・解消や農地の違反転用発生防止対策等について集中的に取り組むこととするもので、農地法第30条の利用状況調査と一体的に行うこととしています。

2、目的につきましては、御覧の内容の3つとしております。こちらは、先ほど説明したとおり全国版の実施要領に合わせてあります。

このうち、「遊休農地の実態把握」につきましては、遊休農地に加え非農地の把握も含まれており、農地法第30条に基づく「利用状況調査」と一体的に行うこととなります。

「地域の農地利用の確認」及び「違反転用の発生防止・早期発見」につきましては、委員の皆様による農地利用の確認をする中で、違反転用及び農地への不法投棄の早期発見及び是正指導をお願いします。

特に違反転用に関しては、工事の中止や現状復旧等の命令に従わない場合、個人にあっては「3年以下の懲役または300万円以下の罰金」が、法人にあっては「1億円以下の罰金」といった厳しい罰則が科されるほどの重大な違法行為ですので、御留意ください。

3、実施期間につきましては、例年どおり農繁期を避け、7月から8月までとしております。

4、調査対象土地につきましては、基本的には市内全域の農地となりますが、実際の調査個所については、各班において選定をお願いします。

5、遊休農地及び非農地の区分につきましては、表のとおりとなっております。遊休農地は、「①人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地等（以下「草刈り等」という）を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地」、「②草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地」、「③その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地」の3区分となっております。②、③については、現場での判断が難しいと思われるので、実際は①に該当するかどうかで遊休農地を判断す

ることとなると思われます。

御留意いただきたい点として、耕作はされていなくても年間 1 回は草刈りをする等の維持管理がされているような農地は、遊休農地として扱う必要はないと考えます。

遊休農地と判定された農地については、農地法第 32 条に基づき、所有者等に対し、判定後直ちに利用意向調査を行い、回答期限までに回答が得られない場合は、農業委員または推進委員が直接訪問等を行うほか、所有者等から意思の表明がない農地については、最終的に勧告を実施するなどの強い措置を講じることとなります。

非農地につきましては、農業委員または推進委員が 3 人以上で現地調査を行い、「既に森林の様相を呈する等農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地」と判断した場合、非農地とすることができます。遊休農地と違い、非農地の所有者等には利用意向調査や勧告等を行いません。

以上の点を踏まえて、慎重な判断をお願いいたします。

続きまして、議案書 8 ページの、6、実施方法を御覧ください。

(1) 農業委員及び推進委員が地区別に班編成をしてパトロールを行います。班編成につきましては、議案書 9 ページの、9、地区別パトロールの班編成を御覧ください。なお、各班のリーダーについては、昨年度同様に、班のメンバーで決めていただきます。班長が決定している班については、総会后、事務局まで御報告をお願いします。本日の決定が難しい場合は、7 月 5 日（金曜日）までにお知らせください。

農地パトロールに必要な物品や書類を用意しました。内容は、航空写真等が綴ってある青いチューブファイル、書類が入ったクリアファイル、画板、ホワイトボード、タブレット型端末機一式の 5 点となっております。

タブレット型端末機については、今年度においても農地パトロールにおいて活用は必須としません。操作方法等については、各班の班長を対象に、7 月 10 日（水曜日）10 時からタブレットの説明会を開催予定です。別紙事務連絡に日程等を記載しておりますので、班長に選任された方は御参加ください。

また、班長以外の委員さんにおいても、御都合つく方は御参加ください。資料の準備がありますので、御参加いただける方についても班長報告と同様に、7 月 5 日（金曜日）までに事務局までお知らせください。

なお、各班の班長さんへ農地パトロール物品をお渡しします。本日の懇親会に御出席されない班長さんは、受付にありますのでお持ち帰りください。懇親会に御出席される方は、7 月 10 日（水曜日）開催予定のタブレット操作説明会にてお渡ししたいと考えておりますが、事務局までお越しいただければ、いつでもお渡しいたします。

(2) 班内で分散してパトロールを行う場合は、農業委員または推進委員が 3 人以上でまとまって実施いただきます。これは、先ほど申しました非農地の判断を行うためです。南鯖石地区の班については、人数が 2 人となっており、3 人に満たないことから、必要に応

じ、中鯖石地区の班と協力・連携して対応をお願いします。

(3) 目に見える活動を図るため、腕章、キャップ、ゼッケンを着用します。

(4) パトロールの際は農地パトロールマグネットシートを車に装着します。ただし、装着による車への傷や跡が残るなどの恐れもありますので、マグネットシートの装着は任意とさせていただきます。本日の配布物品には入っていませんので、もし、お入り用の班がありましたら総会後に事務局にお申し出ください。

(5) 農業委員及び推進委員の活動の様子及び調査対象土地をデジタルカメラで撮影し、事務局が配布した航空写真、調査対象土地、撮影地点及び現況の記入をお願いします。

航空写真につきましては、令和2年度に撮影したものです。農地は赤枠で示しており、地番があるものとなないものの2種類が綴ってありますので、使いやすい方を利用してください。農地の表示につきましては、平成29年度時点の農地台帳の情報を基にしております。転用許可や非農地証明、平成29年度以降の圃場整備等の情報は反映されておきませんので、申し訳ございませんが御承知おきください。

航空写真に記入いただく現況につきましては、「遊休農地①」、「遊休農地②」、「遊休農地③」、「非農地」、「違反転用地（内容）」、「不法投棄地」との6区分に分けて航空写真への記入をお願いします。遊休農地①から③につきましては、議案書7ページの、5、遊休農地及び非農地の区分によるものです。

(6) パトロール実施後、または実施中でも結構ですが、農地パトロール実施結果報告書及び農地パトロール結果（個票）に調査結果の記入をお願いします。記載の際、地番に誤りがないように注意してください。別の人に通知する可能性があるため、再度確認をお願いします。

また、具体的行動計画には記載してありませんが、令和6年度 農地パトロール（利用状況調査）記入票という書類も紙袋の中のクリアファイルに入っていますので、こちらも併せて記入をお願いします。

農地パトロール終了後は、議案書の、7、事務局への提出書類等に記載のもの及び、令和6年度 農地パトロール（利用状況調査）記入票を、お手数をおかけしますが、9月6日（金曜日）までに事務局に提出してください。

なお、撮影した写真データの提出方法につきましては、特に形式は問いませんが、例えばSDカードやCD-R等で提出いただき、事務局でデータを保存後に返却させていただきたいと思います。

昨年度から貸与しているタブレット端末機での撮影については、写真データの提出は必要ありません。農地パトロール終了後、タブレット端末機を返却後に確認いたします。

タブレット端末機での撮影の際に御注意いただきたいことがあります。どの農地の写真を撮影したか分かるようにしてください。撮影方法は二通りあります。ひとつ目は、e-mail 現地アプリの対象農地に保存する方法です。e-mail 現地アプリから対象農地を

開き、対象農地に保存する機能の現地確認写真を開き保存する方法です。その場合撮影した写真を登録することを忘れずにお願いします。二つ目はタブレット端末機のカメラ機能で撮影する方法です。その場合は、地番を記載したホワイトボードと一緒に撮影をお願いします。

提出書類等につきましては、各班のリーダーの方にお配りした紙袋の中のクリアファイルに入っている、配布物品一覧表にもまとめて記載してありますので、御確認ください。

また、本日お配りしましたカラー両面刷りの「7月、8月は農地パトロール強化月間です」というチラシも参考に御覧ください。

連日、真夏日が続いており、農地パトロール期間中も猛暑が予想されます。委員の皆様におかれましては、現場に飲み物を持参するなどして水分を十分に補給いただくほか、休憩時間を入れて長時間連続での活動を控えるなど、熱中症の予防をお願いします。

最後に、農業委員会だより等での掲載用に、パトロール中の写真データの提供もお願いしたいと思います。御協力をお願いします。また、パトロール中の事故やケガ、イノシシやクマ等についても十分御注意をお願いいたします。

私からの説明は、以上となります。

#### 吉田主事

タブレットが手元がない中での説明になり、申し訳ありませんが、タブレットについて昨年度と変わった点がありますので、お伝えさせていただきます。

県からタブレットのセキュリティに関する指導がありまして、端末本体の起動時にパスワードをつけることになりました。また、現地確認アプリについては、2段階認証の方法が変更になりました。これまでは、メールでパスワードが通知され、それをアプリのログイン画面に貼り付ける必要がありましたが、それがなくなり、かんたんコードというものを入力することになりました。詳しいことについては、7月10日にまたお伝えさせていただきます。

各タブレットケースの中に、各種操作マニュアルと、パスワードとかんたんコードがかかれたカードが入っています。タブレットと別々の場所で保管し、農地パトロール終了後は、タブレットと一緒にカードも事務局まで返却をお願いします。

また、ケースの中に、タブレット貸与簿も入っています。こちらは昨年度と同様ですが、班長が決まった班から、提出をお願いします。

以上です。

#### 議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

No.3 安野 検一農業委員

皆さん農地パトロールを経験していると思いますが、ここに書いてあるように「農地に該当しない土地と判断し、非農地通知一覧表を作成する」という形で、農地台帳から除外しますといった説明がありました。昨年皆さんやってみて、平場の方はそんなにないでしょ、山を抱えている地域は、現地に行かずとも、航空写真を見るだけで明らかに山林化している農地がたくさんあります。そろそろ、この辺の処遇をどうするのかという統一見解を作るべきではないでしょうか。

ただ、非農地にすることで、税制面などで支障が出るのかもしれませんが。今後、地域計画などで、農地として存在し得ないような場所を計画に入れる必要はないわけですので、柏崎市のどこまでの農地を残していかなければならないのかが地域計画の最終的なところだと思います。そうなれば、事務局から航空写真をもらい、確実に農地でないところに関しては、初めから外してもらった方がいいので、無駄なことをやらせるのではなく、本当に非農地扱いにするならば、本気になってやったらどうでしょうか。

大橋係長

御意見ありがとうございます。

非農地に関しては、過去から難しい問題になっていまして、事務局としても明らかに山の沢地だとか、山の中心部にある農地に関しては、正直職権で非農地にしたいところではあるのですが、制度的に簡単にできない状況です。そういった中で、利用状況調査を農業委員と推進委員3名以上で判断するといった形になっています。

航空写真を確認いただいて、見るからに山林といった箇所に関しましては、航空写真に丸なり印をつけていただいて、山奥で通作路が途絶えているところは、現地に到達できずといった内容をお示しいただければ、事務局の方で台帳から落としていきたいと思います。

No.3 安野 検一農業委員

それは、台帳から削除するという方向で行くのですか。

大橋係長

農業委員や推進委員から報告のあった非農地に関しては、基本的には農地台帳から削除します。削除といいましても、完全に台帳システムから削除するのではなく、現況を山林原野にして、システムには管理のために載せることとします。取扱いとしては、削除という形になります。

No.3 安野 検一農業委員

もう一つ聞きたいことがありますして、山の中にある農地で、地権者が不明の土地が多々ありました。その農地の中で、何割くらい判明したのでしょうか。

大橋係長

御報告いただいた農地の中で、所有者は判明しているかどうかということによろしいでしょうか。

No.3 安野 検一農業委員

はい。

大橋係長

基本的には、固定資産税課税台帳の登記名義人や納税義務者と突き合わせて、確認していますので、この情報以上は探索できない状況です。ただ、課税されている農地に関しては、必ず納税義務者がいらっしゃるのですが、課税されていない農地に関しては、税務課でも調査が止まっている可能性があります。非農地判断をしていただいた土地に関しては、所有者の方に通知をすることになっていますが、相続が滞って判明しない場合は継続して調査をする形となっております。

No.3 安野 検一農業委員

来月の7月に相続登記の研修会をするわけですが、現状は先代から相続した場所が分からない方が多いです。本来は所有者が調べなくてはならないのですが、どこかで教えてあげられるようなシステムができれば、登記や相続の問題も少しは解決するのではなからうかと思います。農地パトロール単発で終わるのではなく、その先に繋げていかなければいけないと思います。会長、会長職務代理を中心に事務局と話をしながら、柏崎市農業委員会としての方向性をきちっと出しておくことも一つの方法だと思います。以上です。

議長

今ほどは大変貴重な意見をいただきましてありがとうございます。

まさに、平場と山地で色々な状況があるのだと思います。それらを踏まえながら、農業委員会が取り組んでいかなければならないのだと思います。

私の個人的な考えで申し訳ないですが、例えば、農振農用地や補助事業に関わっているような土地が、荒れている場合も考えられます。こういった土地については、農振農用地から外せるのか、補助事業の還付がないような施策ができるのか、その辺も含めて、皆さんで連携して調査をして、守るべき農地を明らかにするよう努めていかなければと思います。

議長

安野委員よろしいでしょうか。

No.3 安野 検一農業委員

はい。

議長

ほかに御意見御質問はありませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 4 号について事務局の提案のとおり決定といたします。

議長

続いて、「報第 1 号 所有者不明農地の公示について」、事務局の報告を求めます。

和田主任

議案書 10 ページを御覧ください。報第 1 号 所有者不明農地の公示について、御説明いたします。農地法第 33 条第 1 項に該当する農地を、令和 6 年（2024 年）6 月 20 日に公示したので、一覧のとおり御報告いたします。

以上でございます。

議長

ただ今の事務局からの報告を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。報第 1 号の報告を終了します。

議長

事務局からその他事項をお願いします。

山崎事務局長

(その他連絡事項)

議長

以上で本日の日程は終了しました。

閉会 午後4時50分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_